

陳情 第50号

受付 平成29年10月26日

付託 平成29年12月 1日

法に基づく条例制定を求める陳情

・陳情趣旨

教育行政について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下法律という）は教育委員会と地方自治体の首長が所管する所掌事務を法律第21条（教育委員会の職務権限）、第22条（長の職務権限）、更に第23条（職務権限の特例）に示し、それぞれ教育行政の職務権限を明示している。特に第23条1項2号（文化に関すること）に関しては、条文本文において、条例の定めるところにより、長が管理し、執行することができるように定めている。しかし、取手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成20年3月28日、教委規則第6号）を地方自治法第180条の7を根拠とするとし、同規則第2条に補助執行させる事務及び補助職員を示しているが取手市行政組織規則第4条、事務分担、別表第1、事務分掌とほぼ同一であり、何ゆえ、地方自治法第180条の7を根拠にしたのか意味不明であり、地方自治法第158条1項を根拠とする取手市行政組織条例では法律第23条の特例事務は直接には認めていない。

法律第23条1項本文は、前二条の規定にかかわらずとしており、第21条1項14号（文化財の保護に関すること）については第23条1項2号は文化財の保護に関することを除くと明示、同条第2項に議会は前項の条例の制定の議決をする前に教育委員会の意見を聴かなければならない（一部略）と議会の立法機関としての根拠を示しており、政策推進部文化芸術課の根拠を明確にされることを求め陳情する。

・陳情事項

1. 法律第23条1項2号（文化に関すること）について同条に規定する条例の制定をすること。
2. 取手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止すること（平成20年3月28日、教委規則第6号）。

以上、陳情する。個人情報については公開することを可とする。

平成29年10月26日

陳情者

住所 取手市米ノ井126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿